

子ども・子育て支援新制度における施設類型について

別表

新制度における施設類型		下記の現行施設ごとに想定される移行先				財政措置	
		認可保育所	幼稚園	昼間里親	認可外保育施設		
幼稚園（新制度による給付対象外）			○			・私学助成 ・就園奨励費 等	
施設型給付	幼稚園（3～5歳児）		◎			確認により施設型給付の対象	
	認定こども園 （0～5歳児）	幼保連携型	○	○		○	確認により施設型給付の対象
		幼稚園型		○			
		保育所型	○			○	
		地方裁量型				○	
保育所（0～5歳児）		◎			○		
地域型保育給付	小規模保育			○ （定員6～19人）	○	確認により地域型保育給付の対象	
	家庭的保育			○ （定員5人以下）	○		
	居宅訪問型保育						
	事業所内保育				○		

※「◎」については、別段の申出がない限り、子ども・子育て支援法施行日に確認があったものとみなされる。

※認可外保育施設については、施設類型ごとの認可基準を満たさない場合は、現行どおり財政措置の対象外